

医療従事者及び高齢者施設等従事者の

新型コロナウイルス 4回目接種について

医療機関や高齢者施設等に従事する方の4回目接種が可能となりました。
接種を希望される方は、下記のとおり接種券の発行申込みや接種予約が可能です。

- 対象者 町内に住所を有する3回目接種から5か月が経過した、
18～59歳までで医療機関や高齢者施設等に従事する
4回目接種を希望される方

●接種までの流れ

- (1) 接種券の発行申込みや接種予約を役場保健福祉課で行っています。
- (2) 申込み時に要件等を確認し、接種券及び予診票を発行します。

※職場が代行して既に申込みをしている場合があります。各職場によって対応が異なるため、事前に職場とご相談してから手続きを進めてください。

※接種券は窓口交付のほか、自宅や職場への郵送対応も致しますので、申込み時にご希望の受取り方法をお伝えください。

●申込み先

役場保健福祉課

TEL：47-2113（直通）

（平日8時30分～17時15分）

●接種場所

新冠町保健センター

※町外の医療機関等で接種する場合も、接種券及び予診票の申込みが必要となります。

●接種日及び使用ワクチン

申込みの際にご確認ください。

★医療従事者や高齢者施設等の従事者に関する詳細な範囲などは、裏面をご確認ください。

《医療従事者等の詳細な範囲》

- 1) 病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある医師その他の職員
- 2) 薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員
- 3) 新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員
- 4) 自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者

《高齢者施設等の範囲》

- 介護保険施設
 - ・介護老人福祉施設
 - ・地域密着型
 - ・介護老人福祉施設
 - ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護施設
 - ・介護老人保健施設
 - ・介護医療院
- 居住系介護サービス
 - ・特定施設入居者生活介護
 - ・地域密着型特定施設入居者生活介護
 - ・認知症対応型共同生活介護
- 老人福祉法による施設
 - ・養護老人ホーム
 - ・軽費老人ホーム
 - ・有料老人ホーム
- 高齢者住まい法による住宅
 - ・サービス付き高齢者向け住宅
- 生活保護法による保護施設
 - ・救護施設
 - ・更生施設
 - ・宿所提供施設
- 障害者総合支援法による障害者支援施設等
 - ・障害者支援施設
 - ・共同生活援助事業所
 - ・重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る）
 - ・福祉ホーム
- その他の社会福祉法等による施設
 - ・社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む）
 - ・生活困窮者
 - ・ホームレス自立支援センター
 - ・生活困窮者一時宿泊施設
 - ・原子爆弾被爆者養護ホーム
 - ・生活支援ハウス
 - ・婦人保護施設
 - ・矯正施設（※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る）

《居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等の従事者》

以下の①～③のすべてに該当する場合

- ① 市町村が、地域の感染状況、医療提供体制の状況から感染拡大した場合、自宅療養中の高齢の患者等に対して介護サービス等や障害福祉サービス等の継続が必要となることが考えられると判断した場合。
- ② 居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等が自宅療養中の高齢の患者等に直接接し、介護サービス等や障害福祉サービス等の継続が必要となることが考えられると判断した場合。
- ③ ②の事業所等の従事者が自宅療養中の高齢の患者等に直接接し、介護サービス等や障害福祉サービスの提供等を行う意思を有する場合

**新型コロナワクチンに関するお問い合わせは
役場保健福祉課（☎47-2113）まで**